

5-9 第1号被保険者の保険料徴収方法の見直し（特別徴収に係る対象者の捕捉回数の複数化について）

1. 現行制度

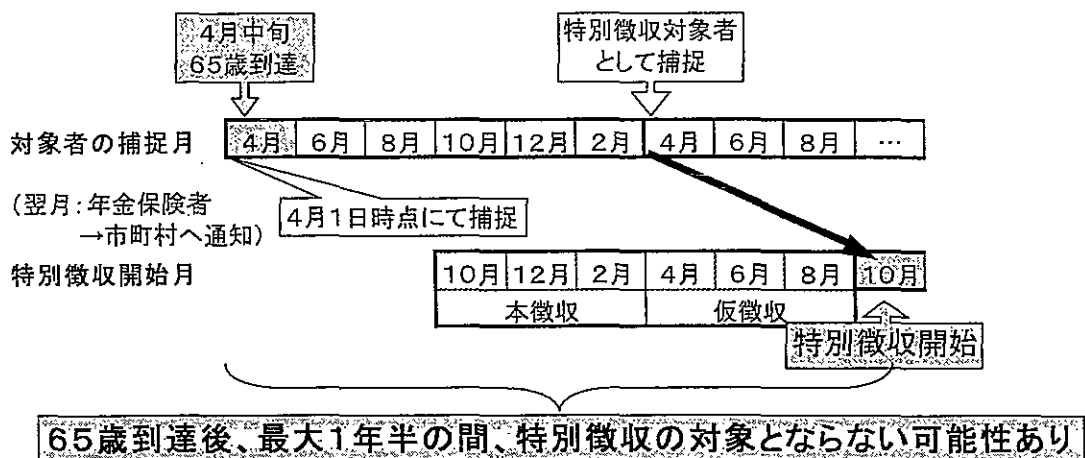
現在、年金保険者は、特別徴収の対象者を毎年4月1日現在における年金の受給状態で判断し、市町村へ通知を行うこととされており（※）、その年の10月から翌年の8月までのサイクルで特別徴収が行われている。（特別徴収対象者が否かの捕捉は、年1回のみ）

※現行の仕組み

- ① 年金保険者から4月1日時点の状況で特別徴収の対象となりうる者を抽出し市町村に通知
- ② ①の通知に基づき、市町村から特別徴収する旨及び額を7月31日までに年金保険者及び特別徴収の対象被保険者に通知
- ③ ②の通知に基づき、年金保険者は10月（15日）分の年金から特別徴収を行う

例えば、ある年の4月中旬に65歳に到達した場合、当該者が特別徴収対象者であることの捕捉は、翌年の4月1日まで行われないため、結果的にその後10月まで約1年半も特別徴収されないこととなる。

（現行：見直し前）

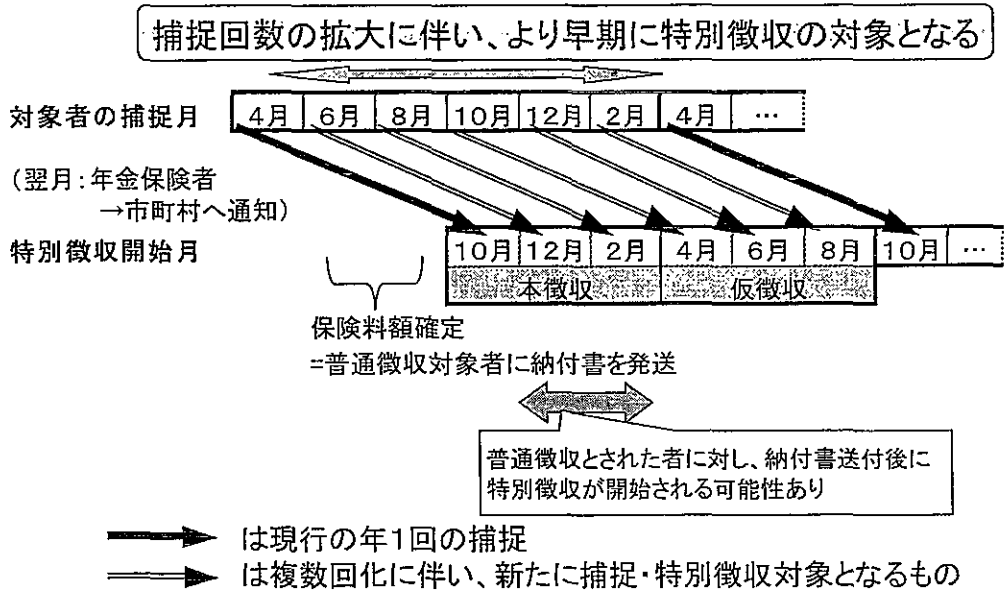


2. 具体的な見直しの内容（平成18年10月施行）

(1) 見直しの概要

現在年1回の対象者捕捉を年金の受給月に合わせ年6回とする。

(見直し後)

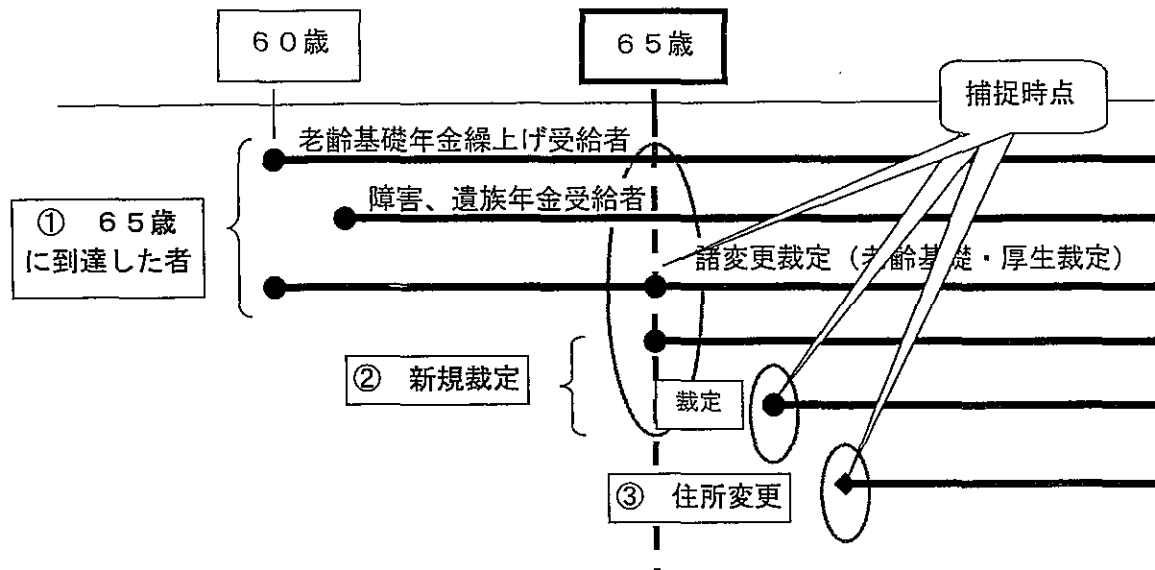


(2) 捕捉対象者

ア. 捕捉対象者の具体的内容

捕捉対象者は年金が年額18万円以上（※1）支払われる者で、次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 既に年金の支払いを受けており、65歳に到達した者
- ② 65歳到達後、新たに年金の裁定が行われた者
- ③ 住所変更を行った特別徴収対象者（※2）



(※1) 年金額の判定

年金年額18万円以上の有無については、捕捉以降翌年5月31日までに支払を受けるべき年金額の総額（年度の遡及分は含まない）を基礎に、年間受給相当額を算定のうえ、判定することとしている。（改正法第134条第2項から第6項まで）

具体的な算出方法については、別途規定する予定である。

例) 6月捕捉の場合・・・ 8月定期～4月定期分の年金額の総額に12/10を乗じる。

(※2) 「住所変更を行った者」の定義

「住所変更を行った者」とは、年金保険者に対して「住所変更届」を提出した者のうち、市町村コードが変更となる者のことをいい、これらの者については年度の途中においても捕捉対象とする。

このため、広域連合内で転居した場合については、保険者が変更されないにもかかわらず「住所変更を行った者」として市町村へ通知されるため、市町村において保険者変更の有無の確認が必要となる。

なお、より詳細な取扱いについては、(別紙1)を参照。

(※3) 年金の差止が解除された者等に関する取扱い

年金の差止が解除された者、年金担保貸付の返済終了などにより年金が支給される者については、年金保険者への事務負担等を考慮し、年度途中における捕捉対象としない。(年次処理での捕捉対象とする。)

ただし、こうした者であっても転居等により、年金保険者に対して「住所変更届」を提出した者については、保険者の変更を契機として、年度の途中においても捕捉対象とする。

イ. 特別徴収対象者の通知

4月1日における特別徴収対象者の通知（現行の通知）を複数回化し、全ての特別徴収対象者を毎回通知することは、市町村の事務負担を過大にするおそれがある。

そのため、今回の見直しに伴い新規に行う年金保険者からの通知については、4月の捕捉以降、新たに特別徴収の対象となった者の情報のみを通知することとする。(毎年4月の年次処理については、従来と同様に全ての特別徴収対象者を通知する。)

各捕捉時期において、対象者がいない市町村に対しては、年金保険者(※)より「対象者なし」として通知される。

なお、施行後の初回となる平成18年度の10月捕捉については、通常であれば6月捕捉、8月捕捉の対象となる期間において特別徴収対象者となる者を含めて、10月1日現在で住所を有する市町村に年金保険者から通知されることとなる。(附則第14条)

(※) 地方公務員等共済組合分については、全国的に対象件数も少ないことから、現行と同様に対象者がいない場合の通知を行わない。

(※) 捕捉回数の複数化に伴う年金保険者との情報交換において、新たに追加となる通知コード等については、別紙3「コード仕様及び各種区分、処理結果区分コード対応表について」を参照。

(3) 特別徴収の実施時期

① 特別徴収の開始スケジュール

現行の年次処理を目安として、同様の期間となるスケジュールを予定している。(各期の通知時期については、別途規定する予定)

対象者(隔月捕捉)	年金保険者から市町村への通知時期	市町村から年金保険者への依頼時期	特別徴収の開始月
4月捕捉(年次処理)	5月	7月末まで	10月
6月捕捉	7月	9月末まで	12月
8月捕捉	9月	11月末まで	2月
10月捕捉	11月	1月末まで	4月
12月捕捉	1月	3月末まで	6月
2月捕捉	3月	5月末まで	8月

なお、点線の矢印については、市町村の判断により特別徴収の開始時期を待機した場合のスケジュールを表す。

② 12月・2月からの特別徴収の開始に関する留意事項

6月捕捉（12月特別徴収開始）、8月捕捉（2月特別徴収開始）については、既に当該年度分の保険料額が確定し、普通徴収による納付書が発送されていることが考えられることから、市町村の判断により特別徴収の開始時期を4月まで待機することを可能とした。

4月まで待機する場合、市町村は1月末まで（4月特別徴収開始スケジュール）に、通知を受けた全ての者（6月捕捉対象者＋8月捕捉対象者＋10月捕捉対象者）について、特別徴収実施の可否を収録し年金保険者に通知するものとする。

なお、12月及び2月に特別徴収を開始する場合には、普通徴収と特別徴収による二重徴収にならないよう十分留意する必要がある。

（4）仮徴収から特別徴収が開始されることについて

現行では前年度本徴収の対象者が仮徴収の対象者となっているが、今般の見直しにより、10月以外の年金支払月からも特別徴収が開始されることとなることから、前年度本徴収の対象とされていなかった者についても、仮徴収の対象となる。

仮徴収（4月・6月・8月）から特別徴収が開始される者、すなわち当該年度の保険料額が確定していない間に特別徴収対象となる者については、年金から特別徴収を行う額について、前年度中の保険料段階等を参考に、仮徴収額の基準を設けることとする。

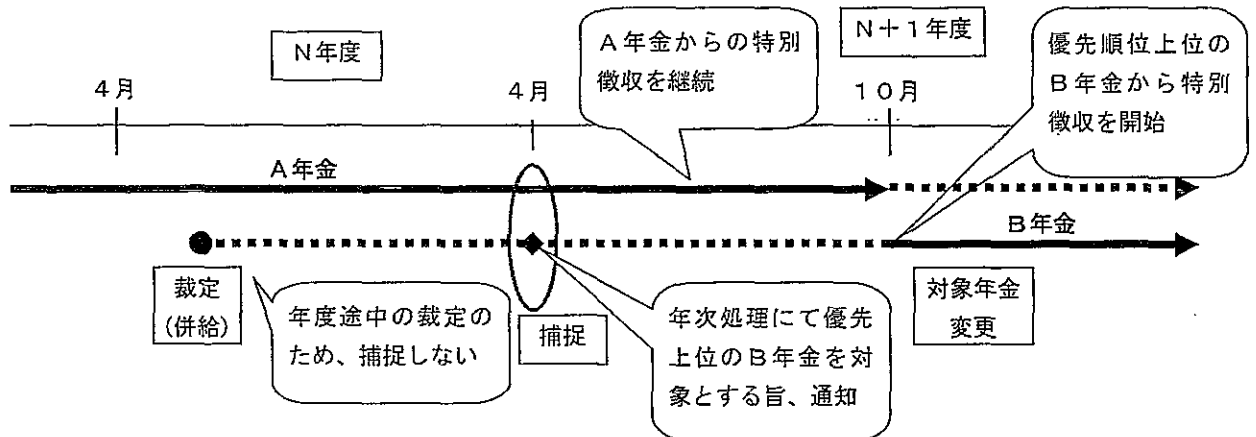
（※）仮徴収から特別徴収が開始される者については、10月からの本徴収により端数処理するなどの対応が必要となる。

（年金保険者のシステムでは、現行の月次処理でのインタフェースを活用することから、「各種金額欄」の「金額1」のみに徴収金額を収録する仕様となる。）

(5) 特別徴収対象年金給付が2以上ある場合の取扱い

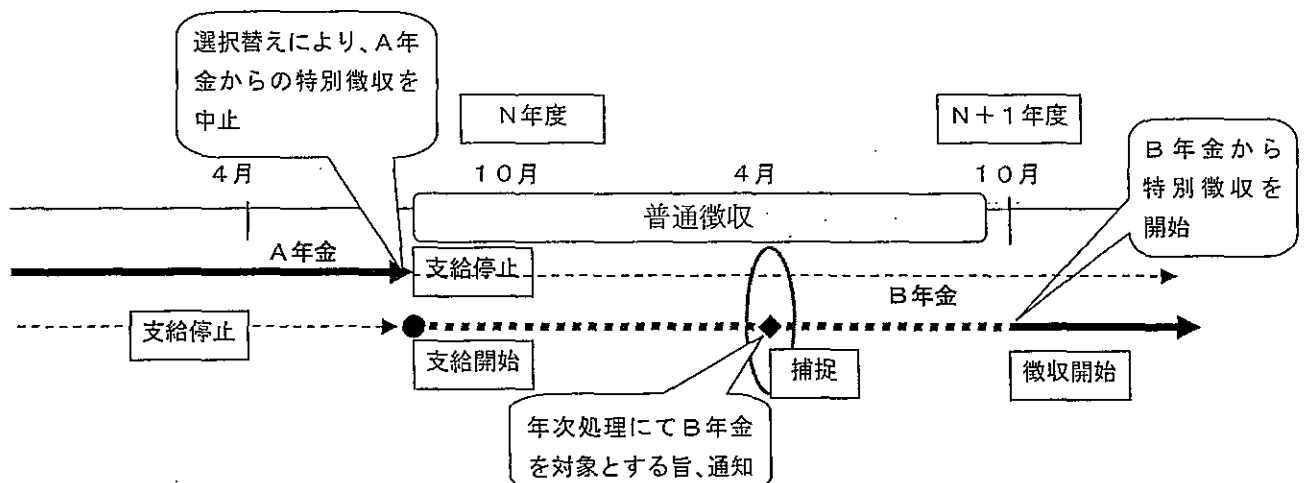
- ① 既に特別徴収を行われている者について、新たに優先順位が上位となる年金給付の裁定を受ける場合、年次処理において新たに捕捉の対象となり特別徴収が行われるまでの間は、事務負担等を考慮し、特別徴収対象年金給付を変更しないものとする。

<優先順位はA年金よりB年金が上位のケース>



※ 太線の矢印は特別徴収を実施している年金、点線の矢印は受給中の年金で特別徴収を実施していないものを表す。

- ② また、複数の年金の受給権がある者について、年金種類の選択替え等により支給停止となり特別徴収ができなくなった場合においても、年次処理において新たに捕捉の対象となり特別徴収が行われるまでの間は、特別徴収対象年金給付を変更しない。なお、この間は普通徴収により保険料を徴収するものとする。



※ 太線の矢印は特別徴収を実施している年金、細い破線の矢印は年金の受給権を有しているが支給停止中のもの、点線の矢印は受給中の年金で特別徴収を実施していないものを表す。

別紙 1

住所変更の事務処理の取扱い (追加説明)

- ① 受給者が住所変更した際における特別徴収対象者の捕捉については、受給者から年金保険者に対して提出された「住所変更届」を基準として行い、対象者は転居先の市町村へ通知される。
(現在は「住所変更届」と旧住所地市町村からの「資格喪失等の通知」の両方が出されることが捕捉の条件であるが、今般の見直しにおいては、特別徴収をできるだけ早期に開始する観点から、「資格喪失等の通知」を待たずに対象者の捕捉を行うこととする。)
- ② その際、同月内に複数の「住所変更届」の提出があった場合には、最終（直近の処理年月日）の「住所変更届」の住所地市町村へ通知がなされる。
- ③ なお、住民票が異動されておらず「住所変更届」に記載されている居所の市町村と当該者の保険者が異なる場合には、年金保険者からの通知は居所の市町村に対してなされ、連絡を受けた市町村は特別徴収を行わない旨を年金保険者へ通知する。
こうした場合には旧住所地市町村が引き続き特別徴収を行うこととなるよう、システムの設計がなされている。

	住民票の異動	住所変更届の提出	特別徴収の実施
住所変更者 (住所地特例に該当しない者)	有り	有り	○ (転居先市町村)
	無し	有り	○ (旧住所地市町村)

- ④ また、住所地特例対象者については、「住所変更届」が提出された転居先市町村における被保険者ではないことから連絡を受けた市町村は特別徴収を行わない旨を年金保険者へ通知する。
こうした場合には旧住所地市町村が引き続き特別徴収を行うこととなるよう、システムの設計がなされている。
なお、こうした取扱いは住民票の異動の有無には関わらない。

	住民票の異動	住所変更届の提出	特別徴収の実施
住所地特例対象者	異動の有無に関わらない	有り	○ (旧住所地市町村)